

保安林の伐採などの手続きをされる方へ

チェック表の書類の添付がなければ、受付できませんのでご注意ください。(形式的要件をみたさないため)

※下表書類のお忘れはありませんか。添付がなければ、受付できませんのでご注意ください

書類の作成及び提出時に本チェック表(県ホームページ掲載)を活用し、書類と合わせて提出して下さい

手続き者が作成するチェック表

	名称	森林法の規定	解説	備考	根拠条文
1	<input type="checkbox"/> 申請書 届出書				①令第4条の2第1項及び第2項の申請書 ②法第34条第1項第9号で定める規則第60条第2項の届出書 ③法第34条第2項の申請書 ④法第34条の2第1項及び第34条の3第1項の届出書
2	<input type="checkbox"/> 位置図 区域図	立木の伐採に係る森林の位置図及び区域図  縮尺、方位、伐採する区域を明示すること			①規則第59条第1項第1号 ②規則第60条第3項第1号 ③規則第61条第1項第1号 ④規則第68条第2項第1号  平成29年3月9日付け農林水産省告示第362号
3	<input type="checkbox"/> 申請者の確認	許可を受けようとする者(国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類			①規則第59条第1項第2号 ②規則第60条第3項第2号 ③規則第61条第1項第2号 ④規則第68条第2項第2号
4	<input type="checkbox"/> 他許可などの確認 (必要な場合に限る)	立木の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)			①規則第59条第1項第3号 ②規則第60条第3項第3号 ③規則第61条第1項第3号 ④規則第68条第2項第3号
5	<input type="checkbox"/> 土地の確認	申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)			①規則第59条第1項第4号 ②規則第60条第3項第4号 ③規則第61条第1項第4号 ④規則第68条第2項第4号
6	<input type="checkbox"/> 伐採など権原の確認	許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類			①規則第59条第1項第5号 ②規則第60条第3項第5号 ③規則第61条第1項第5号 ④規則第68条第2項第5号
7	<input type="checkbox"/> 隣接森林・土地所有者との境界確認 (右の□のうち、一つにチェックが必要)	<input type="checkbox"/> 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類			①規則第59条第1項第6号 ②規則第60条第3項第6号 ③規則第61条第1項第6号 ④規則第68条第2項第6号
		<input type="checkbox"/> 一 申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合	路網の作設や施設の保守等のため線上又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合	ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合は、左記(□のチェック)は認めない	①規則第59条第2項第1号から第3号まで ②規則第60条第4項第1号から第3号まで ③規則第61条第2項第1号から第3号まで ④規則第68条第3項第1号から第3号まで
		<input type="checkbox"/> 二 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合	明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等		
<input type="checkbox"/> 三 申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にすると認められる場合	申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時まで隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合				

## 保安林の伐採などの手続き時に添付する書類の記載例

### 【隣接森林所有者と境界確認を行ったことを証する書類（記載例）】

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年 月 日

〇〇県民局長 様

住 所  
氏 名

〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
〇〇〇-△	〇〇市〇〇町〇〇	森林三郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-□	〇〇市〇〇町〇〇	森林四郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-▲	〇〇市〇〇町〇〇	森林花子	〇年〇月〇日 書面通知により承諾

なお、境界に関する争いが生じた場合には、申請者又は届出者の責任において対応します。

### 【隣接森林所有者との境界確認に特別の事情がある場合の書類（記載例）】

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年 月 日

〇〇県民局長 様

住 所  
氏 名

〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
〇〇〇-△	〇〇市〇〇町〇〇	森林三郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-□	〇〇市〇〇町〇〇	森林四郎	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-▲	〇〇市〇〇町〇〇	森林花子	〇年〇月〇日 書面通知

〇〇〇-▲の森林の所有者である森林花子氏に境界確認に係る書面を送ったものの当該書面が返送され、連絡がつかない状況です。

このため、伐採する森林の境界については、地籍図や地域の精通者である森林四郎氏の意見を参考とし、判断しました。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、申請者又は届出者の責任において対応します。

### 【伐採開始時まで境界確認を行うことを明らかにした書類等の例】

隣接森林所有者との境界確認について

年 月 日

〇〇県民局長 様

住 所  
氏 名

弊社は〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、伐採開始時まで、隣接する〇〇〇-△の森林所有者である森林太郎氏、〇〇〇-□の森林所有者である森林花子氏と境界の確認を行うことを誓約します。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、申請者又は届出者の責任において対応します。